

誓 約 書

私は、社会保険労務士の職責を自覚し、その信用及び品位を害するおそれのある行為を行わず、かつ、次の事項に該当しないことを誓約します。

1. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
2. 懲戒処分により社会保険労務士の失格処分を受けた者で、その処分を受けた日から3年を経過しないもの
3. 社会保険労務士法又は労働社会保険諸法令の規定により罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しないもの
4. 前号に掲げる法令以外の法令の規定による拘禁刑以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しないもの
5. 社会保険労務士法第14条の9第1項の規定により登録の取消しの処分を受けた者で、その処分を受けた日から3年を経過しないもの
6. 公務員（独立行政法人通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人又は地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人又は日本郵政公社の役員又は職員を含む。）で懲戒免職の処分を受け、その処分を受けた日から3年を経過しない者
7. 懲戒処分により、弁護士会から除名され、公認会計士の登録の抹消の処分を受け、税理士の業務を禁止され又は行政書士の業務を禁止された者で、これらの処分を受けた日から3年を経過しないもの
8. 税理士法第48条第1項の規定により同法第44条第3号に掲げる処分を受けるべきであったことについて決定を受けた者で、当該決定を受けた日から3年を経過しないもの
9. 懲戒処分により、弁護士、公認会計士、税理士又は行政書士の業務を停止された者で、現にその処分を受けているもの
10. 税理士法第48条第1項の規定により同法第44条第2号に掲げる処分を受けるべきであったことについて決定を受けた者で、同項後段の規定により明らかにされた期間を経過しないもの
11. 心身の故障により社会保険労務士の業務を行うことができない者
12. 労働保険の保険料の徴収等に関する法律、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、国民健康保険法、国民年金法、高齢者の医療の確保に関する法律又は介護保険法の定めるところにより納付義務を負う保険料（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下保険料という。）について、社会保険労務士法第14条の5の規定による登録の申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料の全て（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料に限る。）を引き続き滞納している者

令和 年 月 日

氏 名（自署）